

情報セキュリティ大学院大学研究活動における不正防止の取組に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は情報セキュリティ大学院大学の研究活動における不正防止の取組に関わる活動を定める。

(定義)

第2条 この規程における研究活動に係る不正とは次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

<不正行為>

(1)得られたデータの捏造、改ざん、他者の研究成果等の盗用

(2)他の学会誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ投稿する二重投稿

(3)論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ

(4)外部との経済的な利益関係により公的研究で必要とされる「公正」かつ「適正」な判断が損なわれる利益相反

なお、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為にあたらぬ。

<不正使用>

(1)預け金やプール金等を含める研究費を意図的に別の用途に使用する事

(2)空出張や空発注または事実と異なる虚偽の経費計上

(不正の申立に対する取組)

第3条 学内の教育研究活動において何らかの重大な不正を発見したときの申立(通報)に対して窓口およびその体制について以下をもって詳細を定める

「情報セキュリティ大学院大学申立対処委員会規程」(平成19年施行)

なお、具体的な申立窓口については別途本学のホームページ等で公開する。

申立窓口へ通報があった場合は、第4条に掲げる規程に基づき調査・公表等が行われる。

(不正防止および不正調査に対する取組)

第4条 研究活動の不正行為を防止し、公正な研究活動の推進に資するための取組について以下をもって詳細を定める。

「情報セキュリティ大学院大学における競争的資金等取扱いに関する規程」(平成19年施行)

「情報セキュリティ大学院大学の研究活動における不正調査委員会に関する規程」(平成28年施行)

(コンプライアンス・研究倫理教育に対する取組)

第5条 本学における公正な研究活動推進のため研究者の行動規範、研究倫理教育に対する取組について以下をもって詳細を定める。

「情報セキュリティ大学院大学における研究倫理教育規程」(平成28年施行)

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、教授会で検討した後、学長が決定する。

附則

この規程は、平成28年9月14日から施行する